

光地区消防組合個人情報保護法施行細則をここに公布する。

令和5年3月24日

光地区消防組合

管理者 市 川 熙

光地区消防組合規則第1号

光地区消防組合個人情報保護法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び光地区消防組合個人情報保護法施行条例（令和5年光地区消防組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用負担)

第2条 条例第3条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、次のとおりとする。

- (1) 電子複写機により作成する場合 写し1枚につき 10円
- (2) 前号の規定以外の方法により作成する場合 写し1枚につき当該作成に要する実費
- (3) 写しの送付に要する費用の額 郵送料相当額

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第3条 令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 現金により納付する方法
- (2) 郵便切手により納付する方法（前条第3号に限る。）

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(光地区消防組合管理者が管理する個人情報の保護に関する規則の廃止)
- 2 光地区消防組合管理者が管理する個人情報の保護に関する規則（平成25年光地区消防組合規則第3号）は、廃止する。